

北海道告示第10600-17号

北海道が平成27年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

平成27年7月16日

北海道知事 高 橋 はるみ

(経済部所管分 その1)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 地域新エネルギー調査・設計導入強化事業 地域における新エネルギーの導入促進を図るため、市町村が策定している新エネルギー導入拡大のための計画等（以下、「新エネビジョン等」という。）に基づいた具体的な導入可能性調査を補助するほか、導入を前提とした設計に係る費用に対して、予算の範囲内で補助する。	次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市町村 (2) 市町村及び法人、任意団体その他知事が適当と認めた者を構成員とする団体			経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 (申請者が市町村である場合を除く。) 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 3部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	
(1) 地域新エネルギー導入可能性調査事業		新エネビジョン等に位置づけられているプロジェクトや事業等の可能性を調査するための事業に要する経費で次に掲げるもの 報償費、旅費、原材料費、備品購入費、構築物又は機械装置の借用に要する経費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、借料又は損料、委託料、その他知事が特に必要と認めた経費	2分の1以内 (300万円を限度とする。) ただし、離島振興対策実施地域については、補助率3分の2以内(400万円を限度とする。)					
(2) 地域新エネルギー設備設計事業		将来的な新エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計及び当該設計に要する調査事業に要する経費で次に掲げるもの	2分の1以内 (750万円を限度とする。)					

		報償費、旅費、原材料費、備品購入費、構築物又は機械装置の借用に要する経費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費、通信運搬費、借料又は損料、委託料、その他知事が特に必要と認めた経費						
2 介護福祉士養成施設運営費補助事業 福祉人材を養成・確保するため、社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき指定を受けた介護福祉士養成施設の運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。	平成27年4月1日現在において、介護福祉士養成施設を設置している者（私立専修学校等管理運営費補助金の交付の対象者並びに学校教育法の規定に基づく大学及び短期大学並びに通信課程によるものを除く。）	介護福祉士養成施設における施設運営に要する経費のうち次に掲げるもの (1)人件費（退職金を除く。） (2)教育研究・管理経費（食糧費を除く。） (3)設備関係経費 (4)借入金等利息	定額	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に定める日 提出先 経済部労働政策局 人材育成課		
3 UIターン・プロフェッショナル人材誘致補助金 道内産業の競争力強化を図るため、道外からのプロフェッショナル人材の受け入れに要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。	道内に事務所又は事業所を有する者（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。）。	お試し就業に要する経費のうち、プロフェッショナル人材に支払う給与、通勤手当、住居手当、転居費用など就業規則等に規定する手当等及び社会保険料等の事業主負担分	2分の1以内 （80万円を限度とする。）	経済部2号様式 経済部8号様式 経済部10号様式 経済部22号様式 別に指示する様式		提出部数 1部 提出期限 別に定める日 提出先 経済部労働政策局 人材育成課		実績報告は 要しない